別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
［略］	［略］	［略］ ［略］	［略］ ［略］
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 兼用キャスクにあっては、外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書
［略］		［略］	［略］

別表第三（第百七条、第百八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）
特定兼用キャスク	1　特定兼用キャスクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料 2　特定兼用キャスクの基本設計方針、適用基準及び適用規格	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キャスクの冷却能力に関する説明書

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
［同上］	［同上］	［同上］ ［同上］	［同上］ ［同上］
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 ［加える。］
［同上］		［同上］	［同上］

別表第三（第百七条、第百八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）
［項を加える。］		